

発行：ブリス社労士事務所

〒231-0011 横浜市中区太田町 2-23 横浜メディア・ビジネスセンター6F-A

TEL 045-534-4802 FAX 045-534-4805 E-mail info@bliss-net.jp

注目トピックス●年金確保支援法の法案が国会に提出されました

将来、無年金・低年金になるおそれのある人を救済するため、「国民年金法」「確定拠出年金法」を改正する法律案が、3月5日、国会に提出されました。概要をご紹介します。

国民年金法の一部改正

① 国民年金保険料の納付可能期間を延長する (2年→10年)

保険料を払っていないと、今は「2年間」しかさかのぼって保険料を払えませんが、それを「10年間」まで可能にする改正です。ずっと自営業で、年金を払っていなかったことに50歳を過ぎてから気付いた場合など、今は将来「無年金」になってしまいますが、この法案が通れば、10年分追納して、計25年保険料を支払い、将来年金をもらうことも可能になります。

【平成23年10月までに施行予定】

② 年金記録訂正により、第3号被保険者の 「保険料納付済期間」が減らないようにする

第3号被保険者期間(サラリーマンの妻など、保険料を支払わなくても、払っているように取り扱われる期間)と重なる第2号被保険者期間(会社員など、厚生年金保険料を支払っている期間)が新たに判明し、年金記録が訂正された場合など、今までは、第2号被保険者期間のあとの第3号被保険者期間は、「保険料を支払っていない」期間とされてしまっていたのですが、今後は、「保険料を支払った期間」として取り扱われるようにする改正です。

【公布の日から施行予定】

③ 任意加入者も国民年金基金へ加入が可能に

将来の年金額を増やすため、60歳から65歳までの間に任意加入した人は、今の制度では国民年金基金への加入できませんが、それが可能になります。国民年金基金にも入ることで、将来の年金額を増やすことができます。

【公布日から2年以内に施行予定】

確定拠出年金法の一部改正

① 加入資格年齢を 「60歳」から「65歳」に上げる

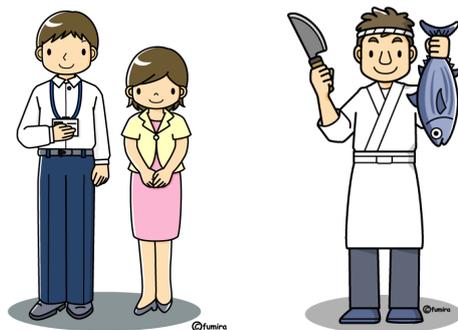
企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能にするため、確定拠出年金に加入できる人の範囲を広げます。【公布日から2年6月以内に施行予定】

② 従業員も拠出金を 払うことができるようにする

従業員拠出(マッチング拠出)が可能になります。ただし、会社と社員の拠出額の上限は51,000円で、社員は会社の拠出金以上の額は出せないなど、制限はあります。【平成24年1月から施行予定】

③ 加入者の住所情報が 住基ネットからとれるようになる

退職後、住所が分からなくなってしまい、企業年金を結局支払えなかった、ということなくすねらいです。【平成23年4月から施行予定】



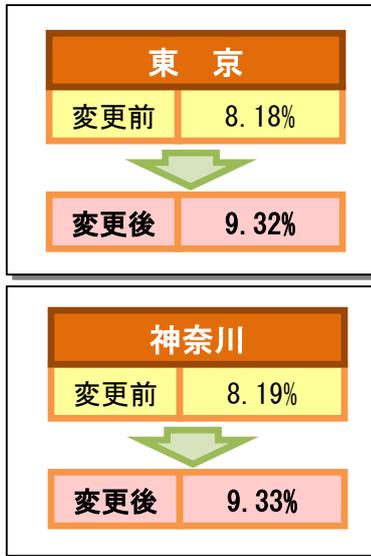
くわしくは、当事務所にお問い合わせください

トピックス①

協会けんぽの保険料率が引き上げられます！

協会けんぽの保険料率(都道府県単位保険料率・介護保険料率)が、平成22年3月分(4月納付分)から引き上げられます。保険料率を改めて確認しておきましょう。

1. 一般保険料率(都道府県単位保険料 東京・神奈川抜粋)



2. 介護保険料率



トピックス②

「毎月勤労統計調査」「労働力調査」平成21年の平均値発表

厚生労働省は、平成22年2月17日に「毎月勤労統計調査(平成21年分結果確報)」を発表しました。また、総務省は、同年2月22日に「労働力調査(平成21年平均結果の概要)」を発表しました。いずれも、昨年の厳しい雇用情勢を反映する結果となっています。

1. 毎月勤労統計調査結果のポイント

- 現金給与総額は、3年連続の減少
- 所定外労働時間は、2年連続の減少
- 常用雇用は、6年連続の増加

2. 労働力調査結果のポイント

- 完全失業率は5.1%と、前年に比べ1.1ポイント上昇(上昇幅は過去最大)
- 完全失業者は336万人と、前年に比べ71万人増加(増加幅は過去最大)
- 就業者は6,282万人と、前年に比べ103万人減少(減少幅は過去最大)

お仕事カレンダー 4月

- | | |
|--|--|
| 4/10 ● 一括有期事業開始届(建設業)
主な対象事業:概算保険料160万円未満かつ
請負金額が1億9000万円未満の工事
● 3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 | 4/30 ● 3月分の健康保険料、
厚生年金保険料の納付
● 2月決算法人の確定申告・
8月決算法人の中間申告 |
| 4/15 ● 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 | ● 公益法人等の都道府県民税・
市町村民税均等割申告 |
| 4/30 ● 労働者死傷病報告書の提出
(休業4日未満の1月～3月の労災事故について報告)
● 最低賃金適用報告・最低工賃適用報告・預金管理
状況報告
● 健康保険印紙受払等報告書・雇用保険印紙保険
納付状況報告書提出 | ● 5月・8月・11月決算法人の
消費税の中間申告
● 固定資産税(都市計画税)の納付
<第1期> |

◆あしがき◆ 当事務所より

暖かな日ざしとともに桜も咲き始め、入学＆お花見の季節ですね。我が家では、中学校と小学校の入学式を控え、花粉症とともに春気分満開です！ もちろんお花見も！ 社労士仲間との浅草水上バスお花見ツアーや、友達家族御一行でのズーラシアお花見遠足とイベント満載でとても楽しみです。(深澤)